

警戒レベルごとのクラブ活動ガイドライン

2021（令和3）年9月27日改定

四日市大学危機管理委員会

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき三重県内に出されていた「緊急事態宣言」が解除されることを受け、四日市大学においても、10月2日以降、警戒レベルをレベル1に引き下げることになりました。それに伴い、10月2日以降のクラブ活動について、以下のように決めましたので、遵守をお願いします。なお、感染状況が再び悪化し緊急事態が発出されるなどして大学の警戒レベルが変更される場合に備え、本ガイドラインでは、警戒レベル2と3についても示しています。

◎警戒レベル：**レベル3**

- ① クラブ活動は原則禁止とする。
- ② 2週間以内に、公式試合等が予定されているなど、特段の事情からその必要性を学長が認めた場合においては、感染予防対策が十分に取られていることを前提として、監督などの指導者の立ち会いのもと、学内においてのみ、活動を認める。大学への「課外活動届」の提出は、危機管理委員会での審議を必要とする場合があるので、活動日より出来るだけ早く提出する（遅くとも3日前まで）。
- ③ 以上に反して無断で活動をしていたことが判明した場合、当該クラブ等に活動の無期停止などの措置を求めることがある。

《緊急事態宣言下において特段の事情から学長が練習の必要性を認める場合について》

- ① 練習に参加する場合は、以下のとおり、参加学生が感染していないことを証明するための抗原検査キットによる陰性の確認と感染予防対策を講じた上で許可することがある。
- ② 練習に参加する場合は、参加前に抗原検査を受検すること。その後、練習期間が1週間を超える場合は、さらに受検すること。これは、ワクチン接種をした学生も同じとする。
なお、初回の1回分は無償で受検できるが、2回目以降は自己負担となる。
- ③ 抗原検査キットは大学から配付する。その結果は、指導者に連絡し、もし陽性の場合は練習に参加することは出来ない。
- ④ 緊急事態宣言が解除されたら、抗原検査による陰性確認は終了する予定である。

◎警戒レベル：**レベル2**

- ① 学内、県内での活動については、引き続き感染予防に十分留意し、監督など指導者の立会いのもとでのみ、活動を認める。
- ② 県外、特に緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の対象地域での活動は原則として認めない。県外からのチームとの県内での試合等も同様に認めない。
- ③ 但し、公式試合等については、感染予防対策が十分に取られていることが書面等で確認できることを条件に参加を認める。
- ④ その他、感染予防対策が十分に取られていることを前提として、その必要性を学長が認めたものは、参加を認める。大学への「課外活動届」の提出は、危機管理委員会での審議を必要とする場合があるので、活動日より出来るだけ早く提出する（遅くとも3日前まで）。なお、週末や連休に急に日程が変更されるなどして届の書面提出が困難な場合であっても、かならず出発前にメール等で届を提出し、活動後できるだけ早く書面提出をすること。
- ⑤ 以上の①～④に反して県外等で活動をしていたことが判明した場合、当該クラブ等に活動の無期停止などの措置を求めることがある。

◎警戒レベル：**レベル1**

- ① 課外活動は、監督など指導者の監修のもとでの感染予防対策の策定と提出を条件に認めます。
- ② 感染予防対策に著しく反する活動が判明した場合、当該クラブ等に、活動の無期停止などの措置を求めることがある。